

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 老健局老人保健課

(関係部局) 老健局振興課・介護保険計画課

<p>施策名</p>	<p>高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること</p> <p>(IX-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいつくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 介護保険制度の施行後、要支援・要介護認定者数は増加しており、施行直後と施行8年後の要支援・要介護認定者数と比較すると約2.1倍となっている。特に軽度者（要支援1～要介護1）は、約2.3倍と大きく増加している。軽度者は、体を動かさないことにより徐々に生活機能が低下していく「老年症候群」の状態にある者や、その状態にある可能性の高い者が多いことが特徴であり、こうした者が、本人でできることは可能な限り本人が行うという観点で、介護予防サービスの適切な利用や介護予防事業への参加等により、状態の維持・改善を図ることが期待されている。</p> <p>【有効性の観点】 平成19年度は、54,793人の特定高齢者が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。 また、継続的評価分析支援事業の参加市町村における予防給付受給者（要支援1相当）のうちの維持改善した者の割合は、平成16年に比べて、平成19年の方が増加している。このように、介護予防事業の実施や新予防給付により、介護予防・健康づくり等が推進されており、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 平成19年度は、改善した特定高齢者の人数が増加するとともに、参考指標1にあるように、特定高齢者施策参加者数も増加している。また、継続的評価分析等支援事業の参加市町村における要支援1相当の者及び特定高齢者相当の者1人1年間にかかる費用は、平成16年に比べ平成19年の方がそれぞれ減少している。このように、特定高齢者事業及び予防給付の効率的な実施が図られたところであり、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 介護予防事業の実施や新予防給付等の取組を通じて、高齢者の介護予防・健康づくりの推進等を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を継続していくことが必要である。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/>（ロ）見直しを行わず引き続き実施 （ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） （理由） 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するため、引き続き介護予防関連事業を推進する必要があるとともに、これまで行われてきた取組に有効性及び効率性が認められるため。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 改善した特定高齢者の人数 (前年度以上/毎年度)	-	-	16,144 【-%】	54,793 【339.4%】	集計中

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。なお、介護予防事業とは、平成18年度から創設された、市町村が地域支援事業として実施している事業であり、要支援・要介護となる前的高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防する目的で行われている事業である。

介護予防事業は、基本チェックリスト等の生活機能評価によりスクリーニングされた要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者(特定高齢者)を対象とする特定高齢者施策(ハイリスクアプローチ)と、全ての高齢者を対象とする一般高齢者施策(ポピュレーションアプローチ)を組み合わせられている。

平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年3月頃に公表予定。

なお、予防給付受給者については、全国的な指標はないが、継続的評価分析支援事業(継続的評価分析支援事業とは、国が新予防給付サービス等の費用対効果等の評価・検証を行うに当たり、そのデータを取得するため、自治体における評価・検証等に資する事業を支援するための事業)に基づき全国83市町村から収集したデータ(老健局調べ)を分析した。その分析によって、平成19年1月～12月の事業参加市町村における予防給付受給者(要支援1相当)の状態を一年間追跡したところ、76.6%の者が維持改善しており、予防給付導入前の平成16年1月～12月の割合(61.1%)に比べ増加となっており、予防給付導入による効果が検証された。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/s0528-5.html>

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 特定高齢者施策参加者数(人)	-	-	50,965	109,356	集計中

(調査名・資料出所、備考)

参考統計1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。

なお、平成20年度の数値は、平成22年3月頃に公表予定である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)